

## 小企業者組織化特別講習会事業実施要領

小企業者組織化特別講習会の実施については「令和2年度都道府県中小企業団体中央会補助金交付規程 小規模事業者組織化指導事業及び中小企業組合等課題対応支援事業（小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業及び取引力強化推進事業に限る）の実施について」によるほか、下記により行うものとする。

1. 講習対象は、小企業者組合の役職員及び小企業者とする。
2. 組織制度、共同事業、経営、経理・税務、労働、法律、中小企業施策等について講習を行い、小企業者組合の運営の向上、小企業者の経営の向上等を図るものとする。
3. テーマの選定にあたっては、地域又は業種の実情を考慮して行う。
4. 開催回数は、原則として年3回以上とする。
5. 講師謝金・旅費については、本会の講師等の謝金・旅費規程(以下、規程という。)により支給する。ただし、上記規程第3条で準用する本会旅費規程のうち、第7条の別表の旅行雑費については、支給しないものとする。
6. 事業実施に係る費用のうち、3分の1を受益者が負担することとし、1回あたりの実行事業費を超える場合には、その超過分は受益者が負担する。
7. 補助対象経費  
講師謝金、講師旅費、会場借上料、資料費、通信運搬費、消耗品費

## 講師等の旅費・謝金規程

第1条 本会が実施する講習会、研修会、懇談会及び個別専門指導等（以下「講習会等」という。）に於て支払う謝金・旅費は別段の定めのある場合のほか、本規定により支給するものとする。

第2条 謝金は一時間単位として、次表により支払うものとする。

ただし、A、B、C、D、E級の格については、会長これを定める。

区 分	1 時 間 当 り の 謝 金 額 表	備 考
A 級	30,000円 ~ 50,000円	
B 級	10,000円 ~ 30,000円	
C 級	5,000円 ~ 10,000円	
D 級	3,000円 ~ 5,000円	
E 級	1,000円 ~ 3,000円	

第3条 旅費は本会旅費規程の役員旅費支給を準用する。

第4条 前各号に於て定める額について、会長必要と認める場合は変更することができる。

第5条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は会長これを定めるものとする。

第6条 本規定は、昭和58年5月1日より施行する。